

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第80号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第41条の3第3項中「法人事業税徴収猶予取消通知書」を「法人事業税徴収猶予取消し通知書」に改める。

付則に次の2項を加える。

9 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の定めるところにより地方法人特別税に係る申告及び納付等が法人の事業税と併せて行われる場合において、次に掲げる様式を使用するときの当該様式については、知事が別に定める。

- (1) 別記第12号様式の1（更正及び決定の通知関係）
- (2) 別記第12号様式の2（過少申告加算金額、不申告加算金額及び重加算金額の決定の通知関係）
- (3) 別記第12号様式の3（更正の請求の理由がない旨の通知関係）
- (4) 別記第29号様式の3（督促状関係）
- (5) 別記第52号様式、別記第62号様式及び別記第62号様式の2（申告書の提出期限の延長等に関する通知関係）
- (6) 別記第62号様式の3から別記第62号様式の8まで（徴収猶予関係）

10 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる様式のほか、その様式により難いと認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、当該様式に修正を加えて使用することができる。

別記第62号様式中

「年 月 日」

を
「 第 号
年 月 日」

に、
「所在地
法人名 様」

を
「所在地
法人名 様」

に、
「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができま

す。」

を
「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができま

す。」
に改める。
別記第62号様式の2中

「年 月 日」

を
「 第 号
年 月 日」

に、
「所在地
法人名 様」

を
「所在地
法人名 様」

に、
「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができま

す。」
を
「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができま

す。」
に改める。
別記第62号様式の6及び別記第62号様式の7中

「 第 号
年 月 日」

を
「第 号
年 月 日」

に、
「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができま

す。」
を
「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日

の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができま

す。」
に改める。
別記第62号様式の8中

「 第 号
年 月 日」

を
「第 号
年 月 日」

に、「法人事業税徴収猶予取消通知書」を「法人事業税徴収猶予取消し通知書」に、

「
徴収猶予取消額（円）
」

を
「
徴収猶予取消し額（円）
」

に、
「
取消理由
を
取消し理由
に、

」
「1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができま

す。」
を
「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができま

す。」
に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第601号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正する。

平成20年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中「商工組合中央金庫高知支店」を「株式会社商工組合中央金庫高知支店」に改める。